他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するフルオルイミドの量の限度、こんにゃくいも、さとうきび、こまつな、きょうな、ごぼう、しゅんぎく、にら、わけぎ、みつば、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、しょうが、しいたけ、その他のきのこ類、うめ、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、茶、コーヒー豆、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつに残留するマラチオンの量の限度並びにその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪に残留するメロキシカムの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のAの6の(1)の表のアザペロンの項中「食用部分」を「食用に供される部分（筋肉，脂肪，肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。）」に改める。

第1のAの6の(1)の表のアセタミプリドの項を次のように改める。

アセタミプリド	
小麦	0.3ppm
大麦	3 ppm
ライ麦	3 ppm
とうもろこし	0.2ppm
その他の穀類	3 ppm
大豆	0.3ppm
小豆類	2 ppm
えんどう	2 ppm
そら豆	2 ppm
らっかせい	0.2ppm
その他の豆類	2 ppm
ばれいしょ	0.3ppm
さといも類	0.2ppm
かんしょ	0.2ppm
やまいも	0.05ppm
こんにゃくいも	0.2ppm
てんさい	0.2ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	5 ppm
かぶ類の根	0.1ppm
かぶ類の葉	5 ppm
西洋わさび	0.05ppm
クレソン	3 ppm
はくさい	0.5ppm
キャベツ	3 ppm
芽キャベツ	0.3ppm
ケール	5 ppm
こまつな	5 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	5 ppm
カリフラワー	1 ppm
ブロッコリー	2 ppm
その他のあぶらな科野菜	5 ppm
チコリ	3 ppm
エンダイブ	3 ppm
しゅんぎく	10ppm
レタス	10ppm
その他のきく科野菜	3 ppm
たまねぎ	0.2ppm
ねぎ	5 ppm
にんにく	0.02ppm
にら	5 ppm
アスパラガス	0.5ppm
わけぎ	3 ppm
その他のゆり科野菜	5 ppm